

令和元年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年9月12日

湯沢市農業委員会

第6回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年9月12日(木) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時34分

閉会 午前10時35分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣 (会長)
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午前9時34分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 幹 高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

報告第6号 第10回運営委員会の報告

報告第7号 第6回専門委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 申請許可状況

3. 議 案

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時34分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、2番 宮原 正明 委員、5番 伊藤 秀郎 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。 次に報告第6号 第10回運営委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者、挙手)</p> <p>18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者。</p>
議 長	<p>(第10回運営委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第6号 第10回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第7号 第6回専門委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(12番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p> <p>12番 川崎 秀悦 委員。</p>
議 長	<p>(第6回専門委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第7号 第6回専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 申請許可状況であります。先月の転用案件は 4 条申請が 1 件、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、8 月 26 日付けで許可しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年 9 月 12 日提出。</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 1 件、面積 2,497 m² であります。申請事由は経営拡張で、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書 5 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積 536 m²、申請事由は経営拡張で贈与による所有権移転であります。説明は以上です。</p>

議 長	質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。
6 番	3条賃貸借権設定、申請番号第4号の解除条件付とは、どのような条件が付いているのか。
高橋主幹	借人は現在市外在住で、会社員であります。許可の要件として年60日以上の農業従事が必要であること、通作距離や新規参入のため営農の準備がこれからであることなどを考慮し、履行できなかつた場合は解除することができる条件を付したものであります。
6 番	解除するのは農業委員会で決めるという事か。
高橋主幹	解除条件付とは、農地を耕作していない場合は解除できるとなっております。また、年1回の報告書の提出が必要であります。
議 長	<p>他にご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第24号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	佐藤班長。

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 9 月 12 日提出。</p> <p>議案書 7 ページから 15 ページをご覧ください。利用権設定は、賃貸借権が 31 件、面積は 155,185 m²であります。すべて再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 1 件、面積は 2,119 m²で、再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 25 号農業経営基盤強化促進法の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 25 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 16 ページをご覧ください。所有権移転は 2 件、面積は 25,108 m²であります。申請事由はともに経営拡張であります。売買価格につい</p>

議 長	<p>ては、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第25号農業経営基盤強化促進法、所有権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
高橋主幹	<p>議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」1農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年9月12日提出。</p> <p>議案書18ページをご覧ください、4条申請番号第3号、議案付属資料は3ページから9ページをご覧ください。申請内容は現在使用している農道兼生活道路の拡張を自己所有のアパートの入居者から要望されたことと、降雪時の道路幅員を確保するため、所有している農地を道路とし</p>

て拡幅するための転用であります。申請地は、岩崎字上宿 117-4、地目は畑、面積は 48 m²であります。湯沢インターから北へ約 1,700mの森東集落に位置し、東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は道路に接しております。農地区分は、申請地が宅地や道路に囲まれた小集団の農地であることから第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地の、いずれの要件にも該当しない農地であることから、第 2 種農地（その他農地）と判断しました。事業計画は、高さ 0.32m、土量 4.7 m³の造成工事を行い、私道 48 m²を築造するものであります。事業費は、造成・整地費 668,000 円、測量・登記経費 300,000 円、搬入費等諸経費 232,000 円、計 1,200,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。被害防除計画については、東側は既存私道（宅地）にすりつけ、西側は排水側溝を設置し、北側は既存の市道の側溝に接続することとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第 2 種農地ではありますが、既存の住宅の拡張あり、拡張に係る部分の面積が、既存の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないことから、施行規則第 35 条第 5 号に該当するものと考えます。

次に、申請番号第 4 号、議案付属資料 10 ページから 18 ページをご覧ください。申請内容は、現在の資材置き場を木材加工、建築用材、機械器具類等の置き場として利用してきましたが、手狭になってきたことから、所有地を資材置き場として利用するための申請であります。なお、申請地には既にコンクリートが打設され、パイプハウスが設置されているため違反転用の状態であります。申請人は当初隣地の取得を目指しておりましたが、所有者の同意が得られなかったことから、自己所有の農地を農地法による手続きを行わずに施行してしまったために起こった事案であります。これは、申請者が農地法による手続きの知識が乏しかったために起きた事案であり、確信的に施行したことではなく悪質とは言い難いものであります。また、原状回復命令については、申請地が申請者の住居・作業小屋や農道、農地に囲まれている状態にあり、第一種農地ではありますが、農地の集団化や担い手等への集積・集約に支障を及ぼすおそれがなく、資材置き場そのものが周辺に影響を及ぼすおそれがないことから、農地法第 51 条の「土地の農業上の利用の確保及び他の公益

並びに関係人の利益を衡量して特に必要がある」とは認め難いことから追認案件として申請書を受理ものであります。

申請地は、字高屋敷 28-1、地目は田、面積は 683 m²であります。湯沢市役所から西に約 2.5km、市立山田小学校から北東へ約 1.6km の深堀集落内に位置し、東側は宅地、西側は水路、南側は宅地、北側は田に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断しました。事業計画は、高さ 0.5m、土量 341.3 m³の造成工事を行い、パイプハウス 153 m²、通路・雪寄せ場・緩衝地・一部露天資材置場 530 m²を整備するものであります。事業費は、造成・整地費 100,000 円、施設・建物建設経費 700,000 円、計 800,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっております。被害防除計画については、北側の隣接する農地との間に緩衝地をもうけることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第 1 種農地ではありますが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第 33 条第 4 号に該当するものと考えます。

なお、申請人から「農地を転用、改良、その他農地に関することについて、湯沢市農業委員会に同意、若しくは許可なく進めないことを誓う」旨の誓約書が提出されており、深く反省していることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、12 番 川崎 秀悦 委員から報告願います。

(12 番 川崎 秀悦 委員、挙手)

議長

12 番 川崎 秀悦 委員。

12 番

議案第 26 号の現地確認について報告いたします。

8 月 29 日、11 番 姉崎 与志弘 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしまりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件について

	<p>は、申請番号第3号は事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>また、申請番号第4号は追認案件ですが、誓約書が提出され、本人も深く反省していることと、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。なお、一部片付けられたものの、水路周辺には、まだ資材等が残っている状況でした。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第26号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第26号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
高橋主幹	<p>議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条</p>

第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年9月12日提出。

議案書20ページから22ページをご覧ください。今月の申請件数は、賃貸借権設定が2件、所有権移転が2件、農地転用事業計画変更が1件です。

議案書20ページ、議案付属資料は19ページから28ページをご覧ください。5条賃貸借権設定2件は関連しておりますので一括で説明させていただきます。申請番号1号の申請地は、字福島開10、11、地目は田、面積6,762㎡、陸砂利を採取するための一時転用であります。申請番号2号の申請地は、字福島開9、地目は田、面積3,064㎡、陸砂利採取に伴う表土置場とするための一時転用であります。申請地は、湯沢市役所から南西へ約3.4km、市立山田中学校から南へ約1.3kmの福島集落の南側に位置しております。東側は水路、西側は道路、南側は田、北側は道路に接しております。農地区分は、農用地区域内農地であります。事業計画は、深さ6m、6,762㎡を掘削し、陸砂利30,051㎥を採取するとなっております。また、字福島開9、3,064㎡を表土置場として使用するとなっております。事業費は用地借上経費1,720,080円(字福島開9を含む)、造成・整地費2,290,000円、施設・建物建設経費200,000円、測量・登記経費100,000円、その他搬入経費15,689,920円、合計20,000,000円で、すべて自己資金となっております。残高証明書により確認しております。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、土地改良区からは管理施設使用許可を得ております。すでに許可している【指令湯農委-30608】については、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでおります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。

次に、議案書21ページをご覧ください。所有権移転申請番号8号、議

案付属資料は 29 ページから 45 ページをご覧ください。申請内容は現在の居住している住宅の老朽化や手狭であること、通勤・通学に不便等であることから、申請地を取得して一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、川連町字下平城 107-5、108-4、地目は田、面積は 309 m²であります。湯沢市役所稲川庁舎から南西に約 360m、市立稲川中学校から北西に約 510mの東町集落に位置し、東側は水路、西側は宅地、南側は宅地、北側は田に接しております。農地区分は、農地からおおむね 500 メートル以内に教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第 2 種農地と判断しました。土地の選定については、川連地区で宅地等を探したが、条件に合う土地が見つからなかったことから申請地を選定したことはやむを得ないと考えます。事業計画は、高さ 0.32m、土量 98.88 m³の造成工事を行い、一般住宅 72.87 m²、カーポート 33.11 m²、通路・緩衝地・雪寄せスペース 203.02 m²となっております。事業費は、用地取得費 2,947,100 円、造成・整地経費 2,000,000 円、施設・建物建設経費 28,022,900 円、設計費 300,000 円、測量・登記経費 230,000 円、計 33,500,000 円となっております。資金計画は全額金融機関からの借入となっており、融資証明書により確認しております。被害防除計画については、東・北側は L 型擁壁を設置し、東側の一部に市道からの進入路を築造し、西・南側は隣接地のブロックにすり付けることとしております。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第 2 種農地ではありますが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、施行規則第 33 条第 4 号に該当するものと考えます。

次に、所有権移転申請番号 9 号、議案付属資料は 46 ページから 53 ページをご覧ください。申請内容は現在、アパートに居住しているが、家族が増え手狭になってきたことから、申請地を取得して一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、岩崎字上宿 117-5、地目は畑、面積は 399 m²であります。市立湯沢北中学校から北西へ約 750m、湯沢インターから北へ約 1,700mの森東集落に位置し、東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は道路に接しております。農地区分は、申請地が宅地や道路に囲まれた小集団の農地であることから第 1 種農地、第 2 種農地及び

第3種農地の、いずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地（その他農地）と判断しました。土地の選定については、農地以外の空地、宅地の未利用地等を候補として探しましたが、地権者から了解が得られなかったため、規模や地形・立地面で申請地を選定したことはやむを得ないと考えます。事業計画は、高さ0.32m、土量128 m³の造成工事を行い、一般住宅81.36 m²、通路・緩衝地・雪寄せスペース317.64 m²となっております。事業費は、用地取得費2,400,000円、造成・整地経費2,280,000円、施設・建物建設経費25,000,000円、設計費450,000円、測量・登記経費300,000円、搬入費等諸経費2,020,000円、計32,450,000円となっております。資金計画は全額金融機関からの借入となっており、融資証明書により確認しております。被害防除計画は、東側は同時期に転用事業を計画している通路拡幅（宅地拡張）に伴って設置される排水側溝にすり付け、西・南側はL型擁壁を設置し、北側は市道にすり付けることとしております。汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第2種農地ではありますが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に議案書22ページをご覧ください。農地転用事業計画変更であります。議案付属資料は54ページから59ページをご覧ください。事業計画変更の事由は、事業計画者を一名から二名に変更するためであります。転用の目的に係る事業については、変更が無いことから説明は省略させていただきますが、変更申請提出のため工期は令和元年12月31日までとなっております。意見書は議案付属資料54ページにあります。変更後の転用事業による支障は認められず、特に問題ないものと思われま

説明は以上です。

議 長

ここで、現地確認結果について、12番 川崎 秀悦 委員から報告願います。

(12番 川崎 秀悦 委員、挙手)

議 長	12 番 川崎 秀悦 委員。
1 2 番	<p>議案第 27 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>8 月 29 日、11 番 姉崎 与志弘 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしまりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前転用もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	議案第 27 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。
1 3 番	5 条賃貸借設定について、貸人と耕作者が別の場合、借上げ経費について分配の取り決めはあるのか。
高橋主幹	お金のやり取りについては関知しておりません。
1 番	議案付属資料 46 ページ、意見書（案）の申請条項、第 5 条所有権移転に記載の農地面積が、申請面積より大きくなっているが、その理由は。
高橋主幹	誤りであります。399 m ² と訂正願います。
2 番	議案付属資料 20 ページの許可申請書と 24 ページの同意書で耕作者が違っているが、その理由は。
高橋主幹	提出された申請書の確認漏れであります。その地番については、同意書記載の耕作者が正しく、許可申請書の訂正処理をいたします。
5 番	5 条所有権移転、申請番号第 9 号の価格等について確認したい。
高橋主幹	議案付属資料 46 ページ下段にあります、総合意見の欄に記載しておりますのでご確認願います。

議 長	<p>他にご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 27 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前 10 時 35 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和元年9月12日

議長 半田好廣 

署名委員 2番 宮原正明 

署名委員 5番 伊藤秀郎 